

# 信州の屋根ソーラー普及事業 《事業者認定制度／事業者・県民支援制度》

太陽光発電システム等の普及に積極的に取り組む事業者を認定・公表し、広く県民にPRするほか、普及活動を支援。また、認定事業者により設置する太陽光発電システム等の県民向け補助も実施。

## ① 信州の屋根ソーラー事業者認定制度 \* 3年毎に更新（実績のあった事業者に限る）

太陽光発電システム等の普及に取り組む事業者を県が認定、県のホームページや「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」上で広くPRし、地域に密着した事業者へのアクセスを高めます。

### 【対象となる方】

県内に本店を置き、太陽光発電システム等の販売又は施工を行う事業者

### 【認定の要件】

- ・ これまでに太陽光発電システム等の販売・施工実績を有すること（実績を有しない場合は、2者以上の認定事業者からの推薦でも可）
- ・ 適切な施工・保守等の履行について誓約すること
- ・ ゼロカーボン施策に関する勉強会に定期的に参加すること

5月24日  
受付開始  
6月16日  
第1次分公表  
※以降随時

## ② 太陽光発電等普及活動支援補助金〈認定事業者向け〉

認定事業者（中小事業者に限る。）が行う一般県民向けの太陽光発電システム等の普及活動を支援します。

### 【対象となる方】

- ・ ①の認定事業者のうち、中小事業者（みなし大企業を除く。）
- ・ 事業活動温暖化対策計画を策定した事業者

### 【対象となる経費】

太陽光発電システムや蓄電池といった創エネ・蓄エネに関するもののほか、省エネ機器等の販売促進に関するもの

《例》チラシやお店のホームページ作成費、ダイレクトメッセージの委託費

### 【補助額】

対象経費の2分1以内、上限20万円

7月16日  
申請受付  
開始

## ③ 既存住宅エネルギー自立化補助金〈県民向け〉

一般県民が既存住宅に行う太陽光発電システムと蓄電池の設置を支援します。

### 【対象となる方】

- ・ 自己居住用の既存住宅に太陽光発電システム（10kW未満）と蓄電池（4kWh以上）を同時に設置する方  
\* 既に太陽光発電システムが設置されている場合は、蓄電池のみの設置も可
- ・ 認定事業者の販売・施工により設置する方
- ・ 家庭の省エネ診断「うちエコ診断」（WEB版）を受けていただく方

### 【補助額】

1戸当たり20万円（蓄電池の設置のみの場合15万円）

\* グループ・パワー・チョイス（共同購入事業）との併用不可

7月16日  
申請受付  
開始